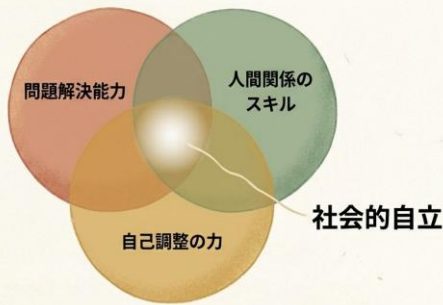


子ども同士のトラブルが生じたときに子どもの主体的な対応をサポートする トラブル対応方針

子どもが自立した社会人として成長するためには、問題解決能力や人間関係のスキル、自己調整の力が重要であり、それらの能力は、学校という小さな社会の場でこそ、より養えるものと考えます。以上を鑑み、本校は子ども参画の学校づくりを目指し、保護者と共に、子どもが将来社会的に自立できるようにサポートしていくことが重要であると考えます。

子どもの権利条約の考え方をもとにすると、子どもが、自らの課題を自らでみつけ、自らで他者とのコミュニケーションをとり、自ら主体的に対応していく力をはぐくむことが重要と考えられます。本校では、トラブルが生じたときに、以下の方針をもとに、子どもの主体的な対応を促進できるように設計し、子どもをとりまく大人たちが協力してサポートし、取り組むことが重要と考えます。以下の流れの中で、いじめに当たると考えられる事象が見られた場合は、いじめ防止対策推進法に基づき、子どもに対する指導や支援を行います。

社会的自立に不可欠な3つのコアスキル



これら3つの能力が増うことで、予測困難な社会を生き抜く確かな力が育まれます。

学校は、失敗と挑戦を経験できる「小さな社会」です



これらの能力は、学校という小さな社会の場でこそ、より養えるものです。

子供同士のトラブルは、成長のための「重要な教材」です



学校で起こるトラブルのほとんどは、子供同士のものです。

国の指針が示す重要性

「学習指導要領」や「生徒指導提要」においても、自ら問題を解決する力を育むことが重要視されています。

「自分たちで解決する力」を引き出す3つのステップ

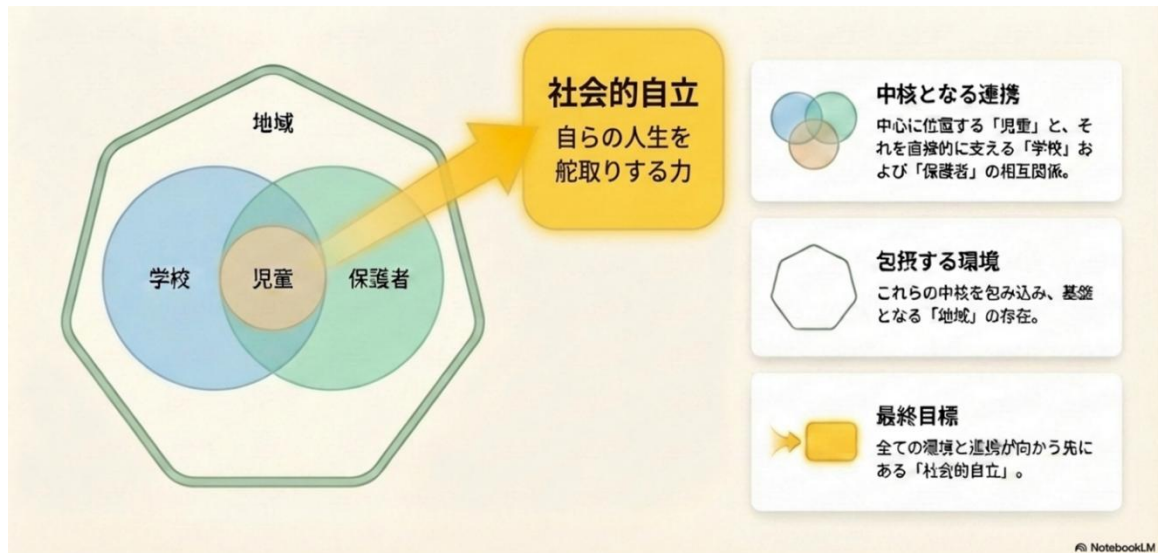
児童の主体的な対応



© NotebookLM

大人の役割

基本的には、代わりに解決することではなく、子どもたちが安心して自らの力で解決できる環境をととのえたうえで、力関係の中で、弱い立場にあると考えられる子どもを後押ししながら、関係を調整することです



児童をとりまく大人が協力してサポートし、主体的な対応を促進します。

(※被害を受けた子どもの状況によっては、教員が、強く介入することがあります)

【1】学校で子ども同士のトラブルが発生したときの対応プロセス

保護者からの連絡で事案が発覚した場合においても、当該子ども自身が自分の言葉で、自分のペースで話すことが、基本となります。教員は、子ども本人と対話をする中で、子どもの気持ちを押さえることができますし、子どもも教員とともに、現実的な解決策を考えることができます。そうすると、子どもは、エンパワメントされ、このことが、将来的な自立に結び付くと考えます。

以下の流れを基本として、子どもの問題解決を行います

① 立場の弱いと思われる子どもから話を聞く

子どもから直接聞き取りを行うことを基本とする。

傾聴と共に、いつ、どこで、だれに、どんなことが困ったのか、具体的かつ客観的な事実の把握をする。

「事実」と「印象」の区別ができるようにする。

あいづちや、気持ちの繰り返しをいれて、ケアとして聞き取りをする。

子ども本人の意思を尊重して、解決策をともに考える

場合に応じて、複数の教職員で聞き取りとケアを行う。

①の子どもに周りにいた子から事情を聴くが、だれに聞き取りを行うのか、本人の意向を確認する。

② 周りにいた子から状況をきく

いつ、どこで、だれに、どんなことがおこったのか、具体的かつ客観的な事実の把握をする。「事実」と「印象」の区別ができるようにする。①でわかりにくいときは、②を丁寧に行う。

教員が現認している場合は、②のステップを省略することがある。

あいづちや、気持ちの繰り返しをいれて、ケアとして聞き取りをする。

場合に応じて、複数教員で聞き取りを行う。

③ ①の相手側となる子どもから話を聞く

いつ、どこで、だれに、どんなことをしたのかについて聞き取るとともに、子どもの気持ちについても、複雑な心理や人間関係を考慮しながらよく傾聴し、発達支持的な生徒指導を基本にして、子どもの自発的・主体的な考えの形成をねらい、自己決定を促すようにする。具体的には、自分の行動を振り返ることを通して、今後、どうしていきたいのかを問い、自己決定の中で、自発的な成長の場をめざす。

あいづちや、気持ちの繰り返しをいれて、ケアとして聞き取りをする。

④双方の話し合いの前段階として、準備を行う

どういう形であれば、安心して話し合いができそうか、双方から話を聞くとともに、お互いが対等に話し合いをできるよう、設定する。

そのために、話し合いを行う前に、『話し合いのグランドルール』について提示する

★話し合いのグランドルール

- 相手の話をさえぎりません。
- 口調がきついと感じられるときは、教師が止めます。
- 一方的に話す場合は、教師が話を止めます。
- 「I (アイ)」メッセージで話します。(私は悲しかったとか私はこうしたかったというように、主体性をもって話す)
- アイメッセージではないとき、例えば「あなたが～したから・・・」と人のせいばかりにするときは、教師が話を止めます。

⑤安心して話し合いができる状況をつくった上で、両者で話し合い、解決策の模索と合意形成を図る。

これからどうしていきたいか、子どもの言葉を大切にしながら話し合い、子どもの言葉で子ども同士が合意形成を図る。

教職員は立場の弱い子どもに寄り添いながらサポートする。安心して話し合いに臨めるように留意し、それぞれの発言を促すようにする。グランドルールにもあるが、特に、一方的な展開は、教職員から制止するようにする。また今後の相談などについても、サポートすることを助言するとともに、両者に対して、自分の思いや考えを話し、建設的な自己決定を行えた姿勢を認め、これからの社会生活への意欲と自己成長の認識につなげられるようにする。

話し合いは、本人の希望によって継続することもある。

⑥一定期間のフィードバックを実行する。

おおむね3か月（事案によりフィードバック期間は対策部会で決定する）は、両者に対して、⑤の話し合いを振り返り、今、どうしたいか、丁寧に心情を聞く。教師が誘導しないように、子どもが答えをだすことを待つ。

また、子どもが消極的な意向の場合については、考え方のヒントを、今は使えなくても、将来的に使ってほしいという意を添えて、提供する。

- ・うまくいっている場合：うまくいっている状況と気持ちを言語化させ、本人の努力を認め、価値づける。
- ・うまくいっていない場合：①～④を再設定し、問題解決を促進する。

【2】学校と家庭との連携について

○上記【1】①～⑥を遂行する中で、適宜両者の家庭にも連絡を行います。

○【1】問題対応プロセスを基本としますが、学校から見て重篤な権利侵害は、学校が強く介入する場合もあります。

○子どもの心理を優先し、子どものペースで問題解決に取り組むので、解決まで時間がかかることもあります。

○家庭と学校の双方が協力し合って、子ども自身が話すことを後押しし、問題の前向きな解決と問題解決能力の育成に努めます。

○建設的な連携と昨今の働き方改革を鑑み、保護者相談のガイドラインを以下に示します。

- ・教職員が授業中は対応できませんので、放課後、折り返しの連絡となります。
- ・原則、面談は30分以内、電話は15分以内とさせていただきますが、必要があれば、別途設定します。ご協力ください。
- ・基本的に、勤務時間（8：15～16：45）以内での対応となります。勤務時間を超えた時間帯に、緊急の場合（命に関わる怪我や失踪）を除いて突然の来校での相談はご遠慮ください。別途日時を設定します。
- ・朝の電話連絡を連続して行うことは、職員の授業準備、子どもの見守りの弊害になる場合が大きいため、ご遠慮ください。
- ・保護者同士で話したいという要望につきましては、学校は本来、子どもの教育について携わる役割であるため、要望を相手に伝えることはできますが、保護者同士の話し合いの内容等に介入は致しかねます。
- ・人間関係形成は、学校教育の主要部分の1つであり、関係性改善を目指すため、教師、保護者ともに子どもをサポートします。いじめにあたるかどうかは、事実関係が確認できず、やむをえず認められない場合があります。
- ・なお、学校職員、子どもに対する誹謗中傷に当たる発言、暴言につきましては、固くお断りします。